

到る處にあるのであります。それは親子の間に、主従の間に、夫婦の間に、兄弟の間に、傳ふべき美談といふものは到る處にある次第であります。今日よりは恐らくは道徳的精神的の文明に於ては、過去の文明の方が進んで居つたと申して宜いと考へます、例へば武士の魂にしまして、大石良雄とか楠正成、又彼等一族郎黨の忠君の觀念の如きは、今日の日本軍人に對して決して遜色あるものとは言はれない、又一般の農民などの間の道徳も、今日のやうに選舉騒ぎで三十錢五十錢の辨當を貰つて騒いで居るよりは、餘程立派なものであつたと思ふ。

それ故に統一大成のこの思想律を重んずる上から言ふと、我が歴史に發達したる文化を分裂せしめた罪といふものは、一刻も早く懺悔しなければならぬと思ひます。さもなくば精神文化の上に於て皇運を扶翼する所以でない。「一旦緩急あれば義勇公に奉ず」といふ語義から考へて参りますれば、戰爭をする時の事でありませうけれども、併し今日の皇運を翼賛するのは武力のみではありません、精神文化の闘ひ、思想の

闘ひが武力の戦にも優つて國家を擁護する所以と相成つては、「一旦緩急あれば」といふ、緩急といふ事は一旦思想の問題が今日の如く紛糾した時には、思想の解決を附けてその處を得せしめ、大いに皇運を擁護するといふ事が、最も大專な意味にならなければならぬと思ふのであります。その場合には「緩急」といふ事を唯だ戦ばかりに考へてはいかぬ、義勇奉公といふ事を武力ばかりに考へてはいかぬ、その場合には文の意を採りて勅語の意義を拜し、一旦緩急とは今日に於ては思想の問題を、緊急切實なる問題として考へなければならぬ。その際には思想界の偉勳者を侮蔑して、日蓮坊主とか、傳教や聖徳太子はいかぬ……と言つて居るのは國民が思想の重んずべき事を自覺しない證據である。

それ故に統一大成律の上からして教育勅語を考へるとき、「皇運を扶翼」する意味合を教育家が大いに明かにしなければなるまい、「國を肇むる宏遠、徳を樹つる深厚」といふことも、餘程よく解釋をせられなければなるまいと考へるのであります。